今後の中小企業向け資金繰り支援について

➢ コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、**経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフト**していることから、各種資金繰り支援策についても、**経営改善・再生**はもちろん、**成長促進**も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直していく。

① コロナ禍で措置した**「経営改善サポート保証（コロナ対応）」は、2025年３月まで延長し、その終了後は新たに措置する予定の「経営改善・再生支援強化型」を活用**し、経営改善・再生計画を策定した上での借換を支援。

② **能登半島地震の影響が残る地域**（※石川県内一部地域）においては、**「コロナ借換保証」を2025年３月まで継続。**

③ 新たに措置する**「協調支援型特別保証」**により、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援。

（※）プロパー融資：信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資。

④ 日本公庫等の**「コロナ特別貸付」は、2024年12月で終了後**、その用途の多くが借換えであることを踏まえて**新たに創設する「危機対応後経営安定貸付」で支援。小規模事業者**に対しては、コロナ前から措置している**「小口零細企業保証」**（100%保証）を活用し、借換等を支援。

⑤ 日本公庫等の**「コロナ資本性劣後ローン」は、2025年２月まで延長**し、その終了後に**「通常資本性劣後ローン」**について、**省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直し**を行い、事業者の成長を支援。

⑥ **資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の**「セーフティネット貸付**（利益率▲5%→金利▲0.4%）**」**は、**2025年３月まで継続。**

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

25年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

12月末　2月末～3月中旬　3月末　6月

民間金融機関（信用保証制度）

経営改善サポート保証（コロナ対応）
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）

3ヶ月の延長

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、上限2.8億円、保証期間15年）

コロナ借換保証（石川県内一部地域でのみ継続中）
（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年）

３ヶ月の延長

協調支援型特別保証
（80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年）

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付
（売上▲5%等　災害貸付金利を適用）

※ 終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後経営安定貸付」を新たに措置。
（限度額20億円、貸付期間最大20年、基準金利を適用）

日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン
（適用利率2.95%等、限度額15億円）

２ヶ月延長

通常時の資本性劣後ローンの拡充
（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、
適用利率見直し、限度額の拡充（10億円→15億円））

日本公庫等のセーフティネット貸付
（利益率▲5%→金利▲0.4%）
※資材費等の価格高騰対策として実施

３ヶ月の延長

（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、
緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。